

2016年2月5日

国立国会図書館
大滝 則忠 殿

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
理事長 新谷友良

国立国会図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
対応要領（案）についての意見

障害者差別解消法に関する国立国会図書館における対応要領（案）について、以下意見を述べさせていただきます。よろしくご検討のほどお願いいたします。

1. 第6条 相談体制の整備の2項に「対面の相談の場合には、必要なコミュニケーション支援（手話通訳、要約筆記、筆談等）を準備」する旨の記述を加えてください。
2. 留意事項「第4 合理的配慮の基本的な考え方の1.」では「合理的配慮は、国立国会図書館の事務または事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされていますが、本来的業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定しないでください。
3. 意思疎通の配慮の具体例に「要約筆記」を明記してください。
4. 物理的環境への配慮として、「会議施設への磁気誘導ループなどの補聴装置の設置」を加えてください。
5. 音楽・映像資料室では、「映像資料（Blu-ray・DVD・LD・VHS）が利用できません。」となっていますが、これら映像資料に字幕を付けてください。

以上